科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 2 6 日現在

機関番号: 24302 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2020

課題番号: 18K13915

研究課題名(和文)神事からみた社家住宅の空間的特質に関する基礎的研究 上賀茂・下鴨社家住宅を中心に

研究課題名(英文) The Basic Study on spatial characteristics of shinto priests' houses through rituals - Focusing on the Kamigamo and Shimogamo districts

研究代表者

中西 大輔 (Nakanishi, Daisuke)

京都府立大学・生命環境科学研究科・研究員

研究者番号:20727672

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は江戸時代の京都における神社神官の住宅がどのようなものであったのかを神事執行という観点から明らかにしようとするものである。そのために、上賀茂神社門前町での増築・改修に対する建築規制を検討した。また、上賀茂神社社殿の意匠が変更された時期と理由について検討した。さらに、一部の邸内社や室の機能について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 神社神官の住宅について神事を通して理解することにより、神社神官の住宅の保全に有効となる評価指標を見 出せる。

研究成果の概要(英文): This study aims to clarify some characteristics of Shinto priests' houses in Kyoto during the Edo period. I researched what the process of application for extending or renovating houses in the Kamigamo district was. I also researched when and why the boxed ridge was adopted at Kamowakeikazuchi Shrine. Furthermore, I researched a shrine in the garden and a room.

研究分野: 日本建築史

キーワード: 上賀茂神社 下鴨神社 社家住宅 邸内社 建築規制 江戸時代

1.研究開始当初の背景

本研究の目的は、江戸時代の京都における神社神官の住宅(社家住宅)で行なわれた神事を通して、神社神官の住宅がどのような特徴をもっていたかを明らかにすることである。

京都では、神社神官の住宅は周辺の民家と同様の平面から発展したものであると分析されている(京都府教育庁文化財保護課編『京都府の民家 調査報告 第7冊 昭和48年度京都府民家緊急調査報告 』京都府教育委員会、1975年3月。丸山俊明『京都の町家と聚楽第 太閤様、御成の筋につき』昭和堂、2014年5月)。具体的には、北野天満宮では摂丹型、下鴨神社では北山型、上賀茂神社では北船井型の平面が基本となっているという。なお、床上平面のみに関してみると、摂丹型は1列3室の間取り、北山型は縦喰い違い4間取り、北船井型は整形4間取りを基本とする民家形式である。

このうち、上賀茂神社神官の住宅は、周辺民家の表側に接客空間が付加されたものであることが指摘されている(京都府教育庁文化財保護課編『京都府の民家 調査報告 第7冊 昭和48年度京都府民家緊急調査報告 』京都府教育委員会、1975年3月。『上賀茂町なみ調査報告』京都市都市計画局、1978年3月)。さらに、この接客部には中門を入って庭から出入りできるようになっていたことも報告されている。

しかし、このような違いが生じた理由については明らかにされてこなかった。神社神官の住宅 が周辺民家から変化した理由を明らかにするためには、

- ・各地域の建築規制
- ・具体的な使われ方

について明らかにする必要があると考えられる。さらに、造替により旧社殿が移築されることなどもあるため、

・社殿の特徴

についても明らかにする必要がある。

2.研究の目的

本研究では、(1)各地域の建築規制、(2)社殿の特徴、(3)具体的な使われ方について検討を行なった。とくに、下鴨神社・上賀茂神社を対象とした。そして、神事執行という観点から京都における神社神官の住宅にみられる特質を明らかにすることを試みた。

3.研究の方法

主に以下の史料から上記(1)(2)(3)についての記事を抽出した。

- ・上賀茂神社の日々の出来事を記した日記
- ・上賀茂神社の由来を後世にまとめた社記
- ・上賀茂神社社家に伝来した日記
- ・下鴨神社の日々の出来事を記した日記
- ・下鴨神社の由来を後世にまとめた社記
- ・下鴨神社社家に伝来した日記
- ・大徳寺大工家に伝来した文書

とくに、上賀茂神社の『日次記』は神官によって日々書き継がれてきた神社運営の記録ともいえるものである。上賀茂神社では神官たちによって寄合が開かれ、そのなかで神社運営が行なわれていた。『日次記』はその記録であり、江戸時代の上賀茂神社で起こった出来事を伝えている。なお、先に記された出来事が後の寄合で議題にあがったときには「前二ミヘタリ」などとして省略されている場合もある。また、『日次記』は清書されたものであり、年代によっては下書きが残っている。そのため、すべての出来事が記されているわけではない。神官によって取捨選択された可能性もある。

4. 研究成果

本研究では、(1)各地域の建築規制、(2)社殿の特徴、(3)具体的な使われ方について、 以下の点が明らかになった。

(1)各地域の建築規制

江戸時代の建築規制は、支配体制の違いや幕府の方針などによって、地域ごとに異なったことが指摘されている。さらに、年代・運用者によって規制は異なり、規制の解釈に幅があったことが明らかにされている(妻木宣嗣『近世の建築・法令・社会』清文堂出版、2013年9月。妻木宣嗣・曽我友良・橋本孝成『近世の法令と社会 萩藩の建築規制と武家屋敷』清文堂出版、2017年6月。妻木宣嗣『地域のなかの建築と人々』清文堂出版、2019年1月)。

江戸時代、上賀茂神社の門前町では上賀茂神社による建築規制が実施されていた。これまでに、 上賀茂神社の門前町で新築・再建を行なう場合についての手順を明らかにしている(拙稿「上賀 茂における新築・再建に関する建築申請の手順について」『建築史学』65号、2015年9月)。ま た、建築規制を運用する組織、造作方について明らかにしている(拙稿「賀茂別雷神社造作方による上賀茂の建築規制運用」『日本建築学会計画系論文集』第81巻第721号、2016年3月)。

本研究では、上賀茂神社神官の住宅が同一の起源をもつ周辺民家と異なった経緯を明らかにするため、上賀茂神社の門前町での増築・改修に対する建築規制を検討した。なお、『日次記』は上記のような性格をもつものであるから、上賀茂神社の門前町における個別の建築申請事例も記されている。ただし、各建築申請の経緯がすべて記載されているわけではなく、上賀茂神社の運営方針を決定していた寄合で検討の対象となったものを中心に記載されている。そこで、

- ・施主が上賀茂神社へ願い出る
- ・上賀茂神社が見分を行なう
- ・上賀茂神社から公儀へ申請する

という基本的な過程において途中省略はないものとして話を進めた。

結果、以下の2点が明らかになった。

増築の場合、広範な除外規定があった。減築や庇の拡大などは上賀茂神社の見分・公儀への申請が免除された。また、土間の増築または敷地背面での増築は公儀への申請が免除された。したがって、公儀への申請は床上の増築かつ表側での増築すなわち表側における居室部分の増築に限られたことになる。さらに、17世紀末以降、このような増築についても申請が免除された。

改修の場合も広範な除外規定があった。床面積の変更を伴わない間取りの変更や正面に変更がないものでは上賀茂神社の見分・公儀への申請が免除された。また、小屋組の変更など比較的大掛かりなものも公儀への申請が免除された。一方、棟方向や正面の変更、屋根材の変更は上賀茂神社の見分が行なわれた。棟方向の変更や正面の変更は妻入り・平入りの変更になり、上賀茂神社による屋根形式の規制に関わる可能性があるためと思われる。さらに、屋根材の変更は公儀による瓦葺規制に関わるものであるためと思われる。

このように、上賀茂神社の門前町に対する上賀茂神社の建築審査は表側と主屋居室空間における工事が主な審査対象となっていたことがわかった。それ以外では、比較的大がかりな小屋組の変更や外からみえる屋根材の変更でも公儀への申請が免除された。ただし、身分による違いについては実証できなかった。しかし、冒頭で述べた上賀茂神社神官の住宅のような接客部を伴う間取りへの改変は上賀茂神社によって厳しく把握・審査されていたといえる。

(2)社殿の特徴

一般に、神社建築は造替の前後で社殿の形態は異ならないが、構造や細部意匠は異なる事例が複数知られている(福山敏男『神社建築の研究』中央公論美術出版、昭和59年12月)。例えば、伊勢神宮では、近世になって桁と梁の組み方が反対になるなど変更が加えられているという。また、出雲大社では17世紀初めに「桃山様式」の細部が付加されたと想定されている。そして、この17世紀初めに付加された細部とともに中世由来の細部が17世紀半ばの造替で取り除かれ、復古形式となったことが指摘されている。

江戸時代、下鴨神社・上賀茂神社では公儀によって 8 度の造営が行なわれた。これまでに、上賀茂神社における 8 度の造営経緯について明らかにしている(拙著『近世賀茂別雷神社の摂末社と木割についての研究』平成 20 年度京都工芸繊維大学大学院修士論文、2009 年 3 月)。そして、造替時における宮大工の儀式について内容、祝儀、装束から検討を加えている(中西大輔・日向進「賀茂別雷神社の役大工と儀式について」『日本建築学会計画系論文集』第 77 巻第 671 号、2012 年 1 月。中西大輔・日向進「賀茂別雷神社の役大工と儀式における祝儀について」『日本建築学会計画系論文集』第 77 巻第 674 号、2012 年 4 月。中西大輔・日向進「賀茂別雷神社の役大工と儀式における装束について」『日本建築学会計画系論文集』第 77 巻第 677 号、2012 年 7 月)。さらに、下鴨神社・上賀茂神社における宮大工の組織編成について明らかにしている(拙稿「賀茂別雷神社役大工の編成」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』 2011 年 7 月。拙稿「賀茂御祖神社宮大工の編成」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』 2015 年 9 月)。また、造替時に用いられた仮設社殿の形態について検討している(中西大輔・日向進「賀茂別雷神社の安永度仮殿にみる設計上の誤差について」『日本建築学会近畿支部研究報告集』51 号、2011 年 5 月)。

本研究では、門前町など周辺に移築された旧社殿の特徴を明らかにするため、上賀茂神社社殿の棟形式について検討した。なお本研究では、「箱棟」は棟に用いるもののみを対象とした。例えば、『日次記』のなかで「筥棟樋」という語が使われている。これはいわゆる箱棟とは異なり、樋の一種、箱樋を指していると思われる。このようなものはたとえ「箱棟」とあっても本研究では扱わなかった。

結果、以下の2点が明らかになった。

17 世紀後半に本殿の棟形式が箱棟となったのを契機として摂社・末社の棟形式も箱棟となっていった。摂社の棟形式は 17 世紀末から 18 世紀初めの 10 年間ですべて箱棟となっているが、変更は修理に合わせて行なわれたと考えられる。もっとも、本殿自体の棟形式はその

後も瓦棟へと戻され、破損に応じて箱棟とされていたようである。それでも 18 世紀前半には上賀茂神社社殿の棟形式が全て箱棟となっており、舎屋のなかにもの棟形式が箱棟となるものがあった。

箱棟の採用には上賀茂神社の宗教上の規定による理由と維持管理上の都合による理由があった。まず、社殿は修理をしてはならないとされていた。そのため、仮設的な 箱棟で覆うという補修が行なわれたのであった。さらに従来の瓦棟と比べて、箱棟の採用には費用の点で大差なく、そのうえ手入れが少ないという利点があった。このこともあって、箱棟が定着していったと考えられる。ただし、修理自体は手間がかかると判断され舎屋では箱棟の採用が見送られている事例もあった。

このように、宗教上の規定と維持管理上の都合から上賀茂神社社殿の棟形式は 17 世紀後半から 18 世紀前半に瓦棟から箱棟に変更されたことがわかった。移築された社殿の場合、旧社殿の古材を用いたり宗教上の規定が異なったりすることにより、破損に対する対応も異なると思われる。なお、中世の上賀茂神社本殿の棟形式は箱棟であったことがすでに明らかにされているが、中世の箱棟がいつ瓦棟になっていたかは明らかにできなかった。

(3) 具体的な使われ方

神社神官の住宅と神事の関係については御師や橘家神道によるものが知られている。伊勢や吉田の御師住宅では「神楽殿」、「神殿」、「神前」、「内陣」などの存在が指摘されている(伊藤裕久『近世都市空間の原景 村・館・市・宿・寺・社と町場の空間形成 』中央公論美術出版、平成 15 年 2 月。川畑華子・菅原洋一「伊勢における御師屋敷の構成に関する研究」『日本建築学会東海支部研究報告書』第 49 号、2011 年 2 月)。また、住宅の 1 室を儀式のために用いるときの設えなどが明らかにされている(米沢貴紀「橘家神道における勧請の場について」『日本建築学会計画系論文集』第 81 巻第 720 号、2016 年 2 月)。

下鴨神社・上賀茂神社では神官の住宅内で神事が行なわれていた。上賀茂神社では門前町を流れる明神川が各住宅内に引き込まれ、神官が毎朝神社への出社前に禊を行なったことが指摘されている(『上賀茂町なみ調査報告』京都市都市計画局、1978年3月)。また、これまでに、毎年正月には神社での儀式のあと、神主の住宅で同様の儀式が行なわれていたことを明らかにしている(拙著『近世における賀茂別雷神社の役大工に関する史的研究』京都工芸繊維大学博士論文、平成23年3月)。

本研究では、この間取りが住宅内の神事執行とどのように関連しているかを明らかにするため、一部の邸内社や室の機能について検討した。

結果、以下の2点が明らかになった。

上賀茂神社には共有の邸内社(印殿)があった。この邸内社は役職の変化に応じて各家の間を移動した。そこで、『日次記』から役職の変化を追った。その結果、今回の調査では、この邸内社は18世紀半ばに造替が行なわれていることがわかった。また、移動に合わせて、社殿や神宝などが新調・修理されることがあり、本殿の古材を用いる事例もみられた。なお、各地に同根と思われる社殿があり、現地調査を行なう予定であったが、研究期間内に実施することはできなかった。

下鴨神社・上賀茂神社には神事に用いる室(清間)があった。例えば、18世紀半ばの社殿修理にあたり、この室に辛櫃を納めるという記事(「清間江御辛櫃奉鎮之」)がみえる。

このように、江戸時代における上記邸内社の移動履歴と室の利用実態が明らかになった。これらが神社神官の住宅の配置計画や間取りに影響を与えたと思われる。なお、この邸内社や室については、現在論文作成中である。

以上から、上賀茂神社神官の住宅については、(1)と(3)のように上賀茂神社による上賀茂神社の門前町に対する建築規制と邸内社の配置計画を引き続き分析することで、上賀茂神社神官の住宅の特質の一端がさらに明らかになると予想される。さらに、下鴨神社も含めた神社神官の住宅については、(3)に関して下鴨神社と上賀茂神社の比較を行なうことによって、相互補完的に神社神官の住宅の特質が明らかになると予想される。また、上賀茂神社の邸内社については、(2)と(3)でみたように邸内社が本殿など社殿の古材を用いており、17世紀後半から18世紀前半に社殿の意匠が変化していることから、邸内社の造替をみることで上賀茂神社の造替で何が重視されていたかなどを知る手がかりになると予想される。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)

1.著者名	4 . 巻
中西大輔	第86巻第784号
2.論文標題	5.発行年
上賀茂における増築・改修に関する建築申請の手順について	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
日本建築学会計画系論文集	1726-1732
UT MILA A S	
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.3130/aija.86.1726	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-
	T 4 244
1 . 著者名	4.巻
中西大輔	77号
2 \$\$\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\rightarrow\righta	F 整仁左
2. 論文標題 一番 おいまま おはる 発生の採用	5 . 発行年
賀茂別雷神社における箱棟の採用	2021年
2 http://	6 早初ト早後の百
3.維結名	6.最初と最後の頁
建築史学	-

査読の有無

国際共著

有

オープンアクセスとしている(また、その予定である) [学会発表] 計0件

オープンアクセス

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

なし

-

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------